

独立行政法人国立文化財機構法人文書開示実施要項

平成19年4月1日

理事長決裁

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立文化財機構情報公開取扱規程（以下「取扱規程」という。）に基づく独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）における法人文書の開示の実施方法及び手数料の額等については、法令又は取扱規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

(法人文書の開示の実施の方法)

第3条 法人文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合やその他特別な事情がある場合には、当該法人文書を保有する担当部課等において実施できるものとする。

(文書又は図画)

第4条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第5号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第5号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第5号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大き

さの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの（次号に該当するものを除く。）

- (2) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (3) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
- (4) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (5) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第2項で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の五の項口において同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の七の項口において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - ニ 当該電磁的記録をA3版以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0067、X0606及びX6281及びに適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生すること

が可能なものに限る。別表の七の項へにおいて同じ。)に複写したものの交付

- (4) 電磁的記録(前号ホ又はへに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であつて、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからニまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103, X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の七の項トにおいて同じ。)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123, X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の七の項チにおいて同じ。)に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の七の項リにおいて同じ。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の七の項ヌにおいて同じ。)に複写したものの交付

- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額等)

第5条 法第17条に基づく機構の情報公開に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)開示請求に係る法人文書一件につき三百円
- (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の

実施を求めた際の基本額を加えた額)が三百円に達するまでは無料とし、三百円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が三百円を超えるときを除く。)は当該基本額から三百円を減じた額とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合体をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、請求書又は現金により徴収するものとする。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとし、情報公開室において法人文書の写しを送付するものとする。

(手数料の減免)

第6条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。この場合、理事長は必要に応じて役員会で意見を求めるものとする。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書(取扱規程別紙第10号様式)を理事長に提出しなければならない。理事長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、取扱規程別紙第11号様式により、当該開示を受ける者に通知しなければならない。

- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。理事長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、取扱規程別紙第11号様式により、当該開示を受

ける者に通知しなければならない。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年1月15日に改正し、同日から施行する。

別表（第5条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 （二の項から四の項 まで又は八の項に該 当するものを除く。）	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルム を印画紙に印画したものの 閲覧	一枚につき百円に十二枚まで ごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により複写したも のの交付（二に掲げる方法に該 当するものを除く。）	用紙一枚につき十円（A2判に ついては四十円、A1判につ いては八十円）
	ニ 複写機によりカラーで複 写したものの交付	用紙一枚につき二十円（A2 判については百四十円、A1 判については百八十円）
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの 閲覧	用紙一枚につき十円
	ロ 専用機器により映写した ものの閲覧	一卷につき二百九十円
	ハ 用紙に印刷したものの交 付	用紙一枚につき八十円（A3 判については百四十円、A2 判については三百七十円、A1 判については六百九十円）
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの 閲覧	一枚につき十円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	一枚につき三十円（縦203ミ リメートル、横254ミリメー トルのものについては、四百 三十円）
四 スライド（九の項 に該当するものを除 く。）	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	一卷につき三百九十円
	ロ 印画紙に印画したもの の交付	一枚につき百円（縦203ミ リメートル、横254ミリメー トルのものについては、千三 百円）
五 録音テープ（九 の項に該当するもの を除く。）又は録音デ ィスク	イ 専用機器により再生した ものの聴取	一卷につき二百九十円
	ロ 録音カセットテープに 複写したものの交付	一卷につき四百三十円
六 ビデオテープ又 はビデオディスク	イ 専用機器により再生した ものの視聴	一卷につき二百九十円
	ロ ビデオカセットテープに 複写したものの交付	一卷につき五百八十円
七 電磁的記録（五 の項、六の項又は八 の項に該当するものを 除く。）	イ 用紙に出力したもの の閲覧	用紙百枚までごとにつき二 百円
	ロ 専用機器により再生した ものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき四百 十円

	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき二十円
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	一枚につき百円に1ファイルまでごとに二百十円を加えた額
	ヘ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	一卷につき七千円に1ファイルごとに二百十円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき八百円（日本工業規格X6135に適合するものについては二千五百円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ八千六百元、一万五百円又は一万二千九百円）に1ファイルごとに二百十円を加えた額
	チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき千八百円（日本工業規格X6142に適合するものについては二千六百元、国際規格15757に適合するものについては三千二百円）に1ファイルごとに二百十円を加えた額
	リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき五百九十円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円）に1ファイルごとに二百十円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	一卷につき三百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	六千八百円（16ミリメートル映画フィルムについては一万三千円、35ミリメートル映画フィルムについては一万円）に記録時間十分までごとに二千七百五十円（16ミリメートル映画フィルムについては三千二百円、35ミリメートル映画フィルムについては二千六百五十円）を加えた額
九 スライド及び録音テープ（第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき六百八十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	五千二百円（スライド二十枚を超える場合にあっては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額）
備考 一の項ハ又は二、二の項ハ又は七の項ハ又は二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		